

事務連絡  
令和2年4月17日

都道府県・指定都市・中核市  
動物愛護管理主管部（局）御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

新型コロナウイルス感染者の飼養するペットの  
預かり等の相談への対応について（依頼）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められたことから、4月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言がなされ、4月16日にはその対象が全都道府県に拡大されたところです。

今般、新型コロナウイルスの感染者が飼養するペットの預かりを含むペットの取扱いについて、飼い主等からの相談等の増加が見込まれることから、別添のとおり、御対応いただきたい事項をまとめましたので、御了知いただきますとともに、飼い主等への必要な対応がなされるよう、それぞれの地域の実情を踏まえて、適切な御対応をお願いいたします。

言うまでもなく、感染者が飼養するペットについては、日頃より万一に備えて飼い主自身が家族や知人の預かり先を自身で検討していただくことが原則ですが、感染者について、比較的長い期間の入院や隔離措置等が求められる等の緊急事態であることから、人の感染症の担当部局（保健所）の負担軽減等を図り、国民の生命・健康を守る観点から、特段の御配慮をお願いいたします。

(別添)

新型コロナウイルス感染者の飼養するペットの  
預かり等の相談への対応について（依頼事項）

1. 感染者が飼養するペットの預かり等について円滑に相談することができるよう、動物愛護管理担当部局や地方獣医師会等、相談対応窓口の明確化について検討すること。
2. 民間での預かり支援や預かり施設への輸送の支援等を行うペットホテルや動物病院等について、地域実態の把握に努めること。
3. 各自治体の実情に応じて、動物愛護管理センター等の自治体の所有する施設での受入可能性について検討すること。
4. 預かりに係る相談に対しては、別添の情報等も参考にしながら、適切な情報提供に努めること。

(別添)

<民間の預かりについての情報>

- ・ アニコムホールディングス株式会社  
「#StayAnicom」プロジェクト

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000033.000028421.html>

<事業者等において預かりをする際の情報>

- ・ 東京都獣医師会  
「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために  
知っておきたいこと (Ver.1)」

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/04/post-72.html>

「飼い主さんに向けて (新型コロナウイルス Q&A)」

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/04/post-66.html>

<その他情報>

- ・ 環境省  
「新型コロナウイルス関連情報 (ペットを飼っている皆さま、ペット関  
連事業者のみなさまへ)」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/coronavirus.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/coronavirus.html)

- ・ 厚生労働省  
「動物を飼育される方向けの Q&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/doubutsu\\_qa\\_00001.html#Q1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/doubutsu_qa_00001.html#Q1)